

---

# 大同大学公的研究費における不正防止に関する基本方針

平成 28 年 4 月 1 日 学長裁定

平成 29 年 11 月 1 日 一部改正

## 1. 趣旨

大同大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）に則り、社会への説明責任を果たすため、公的研究費に係る不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うために必要な事項を定める。

## 2. 責任体系の明確化

公的研究費の適正な運営・管理を行うため、本学の運営・管理に関わる責任者（以下「最高管理責任者」という。）は、不正防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

## 3. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

### 3. 1. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、公的研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールを統一して明確にし、公的研究費の運営・管理に関わる全ての本学教職員に周知を図る。

### 3. 2. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、公的研究費の事務処理に関する本学教職員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。

### 3. 3. 関係者の意識向上

公的研究費の運営・管理に関わる全ての本学教職員に不正使用防止に関するルール等のコンプライアンス教育を実施し、意識の向上を図るとともに誓約書等の提出を求める。

## 4. 不正防止計画の策定・実施

最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止に対応した計画を策定・実施することにより、公的研究費の不正使用を防止する。

## 5. 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえた適正な予算執行を行い、不適切な取引をチェックする仕組みを構築し、運用する。

## 6. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の不正使用防止に向けた本学の取り組みを本学教職員に周知するとともに、公的研究費の不正使用に関する学内外からの情報が、適切に本学に伝達される体制を整備する。

---

---

## 7. モニタリングの在り方

公的研究費の適正な管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査体制を整備する。